

### 第3章 第1期障害児福祉計画の成果目標とサービス見込量

第1期障害児福祉計画では、平成32年度までに必要とされるサービス見込量を設定し、そのサービス量が確保できるように基盤整備を進めていきます。

#### 1 障害児支援の提供体制の整備等

##### (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援等の充実

国の基本指針では、「児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない」とされています。また、「障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、全市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。」とされています。

本町においては、現在、町内に相談事業所4箇所、児童発達支援事業1箇所、放課後等デイサービス事業所4箇所あり、身近な場所で支援を受けられる体制が整っています。

また、町内保育園で障がい児の受け入れも行っており、地域の事業所、保健センター、保育園等と連携が図れる支援体制になっています。

今後、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を利用できる体制を整備したうえで、平成32年度に児童発達支援センターを設置します。

[障がい児の受け入れに関する見込量]

単位：人

種別	目標（見込量）		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育園	30	33	36
認定こども園	0	0	0
放課後児童健全育成事業	6	8	11

##### (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針では、「重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。」とされています。

本町においては、現在、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事

業所が1箇所あります。

今後、個々のニーズ把握と保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携できる支援体制を整備し、平成32年度末までに重症心身障がい児を支援できる児童発達支援事業所を確保します。

### (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の指針では、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与したうえで、圏域での設置であっても差し支えない。」とされています。

本町においては、平成29年度に東浦町障がい者自立支援協議会を設置しました。

この協議会を中心とし保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の構築や支援体制の整備を図ります。

また、障がいのある要保護児童または要支援児童について、適切な保護や支援を図るため、東浦町要保護児童対策地域協議会と連携を図ります。

## 2 障害児支援における成果目標と見込量

### (1) 通所支援事業

#### ◎現状と課題

平成29年9月末現在、町内にある障害児通所支援事業所は、児童発達支援事業所1箇所、放課後等デイサービス事業所4箇所あり、身近な地域での支援ができる体制が整っていますが、放課後等デイサービスについては、近隣市町に複数の事業所があることから利用者が増加している状況にあり、さらなる事業所の増加が求められています。

また、医療型児童発達支援及び保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を行う事業所は本町になく、今後、ニーズがあった場合の対応や事業実施を検討する必要があります。

なお、平成29年4月から9月までの1か月当たりの平均利用実績は、児童発達支援が483人日、放課後等デイサービスが868人日となっています。

#### ◎目標と取り組み

障がい児に必要な療育やサービスを受けることができるよう、個々のニーズを把握し、学校等の教育機関及び関係事業所、近隣市町との連携を強化するとともに、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援を実施することにより、必要なサービス量を確保します。

〔1か月当たりの見込量〕

サービス名	30年度		31年度		32年度	
	人日	実人員	人日	実人員	人日	実人員
児童発達支援	546	42	546	42	546	42
放課後等デイサービス	832	80	884	85	936	90
保育所等訪問支援	0	0	0	0	40	10
医療型児童発達支援	0	0	0	0	5	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	5	1

## (2) 相談支援事業

### ◎現状と課題

平成29年9月末現在、町内には指定障害児相談支援事業所が4箇所あります。

平成24年度から平成26年度までの3か年で、障害児通所支援を利用する全ての障がい児に対し、障害児支援利用計画の作成が必要となりましたが、町内及び近隣市町の事業所の協力もあり、平成26年度末までには、全ての障がい児に対し、障害児支援利用計画の作成ができています。

平成29年9月末現在、障害児支援利用計画の作成者数は127名（うちセルフプラン42名）です。

また、東浦町障がい者自立支援協議会を設置し、障害福祉サービスの提供体制の確保や関係機関におけるネットワークの形成、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する相談を行っています。

### ◎目標と取り組み

就学前から就学時等、各ライフステージにおいて地域生活に向けた福祉サービス利用の移行が円滑に進むよう相談事業所と学校等の関係機関が連携できる体制を整備するとともに、基幹相談支援センターを中心に、各事業所の相談支援専門員を対象にした研修を開催するなど、相談支援の充実を図ります。

なお、町障がい者自立支援協議会については、今後も関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的な協議を行う場として活用していきます。

また、医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の支援を調整するためのコーディネーターを平成32年度までに配置します。

[1か月当たりの見込量]

サービス名	30年度		31年度		32年度	
	実人員	事業所数	実人員	事業所数	実人員	事業所数
障害児相談支援	15	4	16	4	27	5

※実人数：各年度における1か月当たり（年度平均）

[医療的ケア児支援のコーディネーター配置見込量] 単位：人

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
配置人数	0	0	1



